

令和 8 年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （児童施設厚生員）

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	児童施設厚生員
採用予定人数	3 人程度
職務内容	児童センター等での乳幼児や青少年・保護者を対象とする児童館業務，地域ぐるみの児童育成支援のためのコーディネート業務，環境整備（施設内や外回りの清掃，玩具の消毒等）
勤務地	市内の児童センター

2 任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

- ※ 1 4 月 1 日以降に採用された方は，任用（採用）開始日から令和 9 年 3 月 31 日までの任期となります。
- ※ 2 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 15 日に満たない場合，15 日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※ 3 地方公務員法第 22 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，令和 9 年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：1，330 円
 ※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務に相当する報酬を支給
 ※昇給有り
- (2) 期末手当
 任期が 1 会計年度内に 6 か月以上ある会計年度任用職員に，6 月と 12 月の年 2 回，各 1.2 月分（令和 8 年 4 月 1 日採用の場合，6 月期は，0.36 月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給。
- (3) 勤務時間
 ア 勤務時間
 午前 9 時から午後 5 時まで，休憩時間 60 分
 ※勤務地等により時間の変動あり。
 イ 勤務日
 週 2～4 日（土・日・祝日含む）
 ウ 休日
 年末年始
- (4) 休暇
 年次有給休暇（採用日から 6 月間に 8 割以上出勤した場合，3 日）及び特別休暇（忌引等）を付与する。
- (5) 服務
 地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。
- (6) 社会保険・雇用保険・労災保険
 ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無（該当の場合のみ有）
 イ 雇用保険の適用 無（該当の場合のみ有）
 ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) 次のいずれかに該当する方

- ア 保育士、幼稚園を含む教諭、または社会福祉士の資格がある。
- イ 児童福祉施設の職員を養成する学校などを卒業。
- ウ 学校教育法の規定による大学又は大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業

- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

- | |
|---|
| ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 |
| イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方 |
| ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方 |

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	しこだ児童センター	
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書（児童施設厚生員）
- (2) 申込受付期間
令和7年11月28日（金）まで
持参（祝日を除く）および郵送
- (3) 申込先
柏市しこだ児童センター
（〒277-0862 柏市篠籠田609-5 TEL7145-2522）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
選考後15日までに決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
合格者は、通知の後、就労の意思確認後に採用する。
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。
- (4) 柏市議会の議決の特例
会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。
- (5) 合格者の決定方法の特例
合格者の決定に当たっては、令和7年度に採用している職員にあっては、採用期間の業務内容を評価する人事評価の結果を活用し、新規で募集する職員にあっては、当該人事評価と同等の選考基準を基に実施する面接等の方法による選考結果を活用し、それらの結果の上位の者から採用する者を決定するものである。